

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆東証・東海東京証券共催 ETF セミナー開催のご案内
- ◆上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. マーケットニュース

4. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 140

最近の開示検査で把握された事案の傾向について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長 小出 啓次

証券監視委は、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の提出者等に対して開示検査を実施しており、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令等を

行うよう勧告を行っています。

また、検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、開示書類の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促しています。

今回は、最近の開示検査で把握された主な事案を紹介します。

1. 代表者等の会社幹部が自ら主導するなどして不適正な会計処理が行われていたケース

- ・ 売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった代表者に資金を流出させていたほか、売掛金の回収を装うため、代表者は自己の資金を会社に入金するなどしていた。
- ・ 賃貸借に係る取引を装って会社から取引先に支出した資金を、取引先が入金直後に代表者に送金していた。
- ・ 代表者が、在任時に商取引に仮装した不正な資金流出を行っていただけでなく、退任後においても、他の役員の役員報酬等の名目で支出した資金の大部分を同人へ流出させていた。また、当該代表者は会社に対し、担保提供するとしていた当社株式を売却しており、その売却代金も債務弁済に充てなかった。

以上のケースでは、創業者で大株主であることや在任期間が長いことなどを背景に、代表者の強い権限、影響力によって不適正な会計処理が行われているため、他の取締役や監査役からの牽制等が十分に機能していない場合がみられるほか、代表者自身のコンプライアンス意識の欠如といった問題点が根本原因と認められました。

2. 資産の評価が適切に行われていないケース

- ・ 在外連結子会社が保有する複数の未上場株式について、IFRSに基づく公正価値評価損益を連結売上高に計上していたが、未上場株式のうち一部の銘柄を、マルチプル法（類似企業比較法）を用いて評価するに当たり、類似企業の範囲を不合理に広く解釈した企業選定を行ったことにより公正価値評価益が過大となり、連結売上高を過大に計上していた。
- ・ 海外の霊園事業を取得するに当たり、事業内容からすれば資産価値評価や取得金額が大幅に過大であったにもかかわらず、会社として一部の役職員による不正行為に対して十分な牽制機能が働かなかったことから、棚卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上していた。

以上のケースでは、評価の方法が適切ではなかったり、価値評価等について会社として十分な検討を行っていないなど、評価の重要性に対する役職員の認識の甘さや取締役会等の機能不全といった問題点が根本原因と認められました。

証券監視委は、上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化しています。その際、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求める対応をとっています。

証券監視委としては、開示検査等を通じて正確な企業情報の迅速かつ公平な市場への提供の実現等を図ることにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護するため、今後とも、適切に対応してまいります。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>